

平成 24 年 2 月 22 日

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者のあいさつ	8
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
一般質問	43
閉会	50

秩広組告示第4号

平成24年2月秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年2月15日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成24年2月22日(水) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成24年2月22日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成24年2月22日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 議案第1号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第2号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第3号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）
- 第 8 議案第4号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 9 一般質問

(開会 午前 9時58分)

出席議員 (16名)

1番	高野	宏	議員	2番	新井	豪	議員
3番	金田	安生	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	新井	康一	議員	6番	福井	貴代	議員
7番	浅海	忠	議員	8番	荒船	功	議員
9番	富田	能成	議員	10番	若林	新一郎	議員
11番	林	豊	議員	12番	大澤	径子	議員
13番	齊藤	實	議員	14番	新井	利朗	議員
15番	黒澤	光司	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
加藤	嘉郎	副管理者
石木戸	道也	理事
大澤	芳夫	理事
福島	弘文	理事
木村	健一	監査委員
上井	克彦	事務局長
浅見	真一	消防長
森	真太郎	事務局次長兼業務課長
高橋	徹也	消防本部次長
小林	和明	消防本部次長
荒船	勇	会計管理者
野口	政則	消防署長
若林	利忠	専門員兼総務課長
新井	喜義	専門員兼予防課長

高	橋	正	明	専門員兼 警防課長
村	田	康	行	専門員兼 指令課長
富	田	豊	彦	管理課長 兼会計長 兼課長
横	田	好	一	福祉保健 課長
浅	沼	昌	晴	クリーン センター 所長
小	池	好	美	環境衛生 センター 所長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前 9時58分 開会

○開会・開議

議長（若林新一郎議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年2月秩父広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（若林新一郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（若林新一郎議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名をいたします。

9番 富田能成議員

11番 林豊議員

12番 大澤径子議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（若林新一郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（若林新一郎議員） 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から専決処分について1件報告がありましたので、お手元に資料を配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。



木村監査委員。

(木村健一監査委員登壇)

**木村健一監査委員** おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果につきましてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成23年10月から12月までのそれぞれの月末現在における出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも、現金出納簿の各月末現在残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成23年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は14億4,232万5,209円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長（若林新一郎議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

千嶋 浩書記 …… (朗読) ……

秩広管発第353号

平成24年2月22日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 若林新一郎様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第1号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第2号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）

議案第4号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算

**議長（若林新一郎議員）** ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご

了承願います。

○管理者のあいさつ

**議長（若林新一郎議員）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 広域議員の皆様、おはようございます。議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのあいさつをさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合2月定例会を招集いたしましたところ、大変お寒い中、またご多忙にもかかわらずご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から間もなく1年がたとうとしております。この震災で、宮城県にありました本組合の指定ごみ袋の製造会社が罹災し、急遽臨時のごみ袋で対応するなど、事務への影響を受けたところもございました。警察庁の発表の資料によりますと、2月14日時点でございますが、この災害で亡くなられた方々1万5,850人、いまだ行方のわからない方々3,282人おられるとのことでございます。心からお見舞いを申し上げます。秩父消防本部から消防緊急援助隊を福島県へ派遣いたしました。一日も早く被災地の復興が進むよう願うところでございます。

第180回国会における財務大臣演説の中で、本年はさまざまな苦難を乗り越えながらも、我が国の経済を確かな再生の軌道へ乗せていく年としていかなければならない、そのためには規制、制度の改革等を通じた新規産業の創出、高いレベルでの戦略的かつ多角的な経済連携、官民一体となったインフラ分野での海外展開といった取り組みを推進し、デフレの脱却や経済の活性化に向けて取り組むとの話がございました。内閣府の月例経済報告に、我が国の経済は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で緩やかに立ち直っているとのことがありますが、本圏域の有効求人倍率から見ても、経済状況が大変厳しい状況には変わりはありません。

平成24年度予算につきましても、厳しい経済状況の中で市町とも予算編成を行っており、本組合でもこうした状況のもと、本日ご審議をいただきます予算編成を行ったところでございます。本組合は、ご案内のように地域住民の生活に密着したごみの収集、処理や消防、救急業務などを所管しており、一日たりともその業務をおろそかにはできないところでございます。このことから、安定的、継続的に組合の業務を行っていただくために、最低限度の予算がどうしても必要でございますので、最少の経費で最大の効果が上げられるよう新年度の予算編成を行ったところでございます。

新年度予算では、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の予算を計上させていただきました。昨年7月に開かれまして議会全員協議会で、秩父クリーンセンターの長寿命化計画において発電設備について説明をさせていただきましたが、施設の運転制御システムの更新、焼却炉本体設備の一

部改修、廃熱ボイラーの一部改修、排ガス処理施設の中心機器であるバグフィルター各機器の更新等に加え、地球温暖化対策として二酸化炭素の発生量を削減することを目的とした蒸気によりごみの熱エネルギーを有効利用する発電設備を含めた施設改良を実施するものでございます。

また、消防分署庁舎の建設につきましては予定どおり進んでおりまして、北分署庁舎の完成ですが、本年7月を予定しておるところでございます。平成24年度には、南分署庁舎の建設工事に着手するとともに、西分署建設地の決定をいただければ、地質調査、設計に入りたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解賜りますようお願いをいたします。

さらに、本組合の喫緊の課題であります新火葬場建設事業につきましては、先般1月24日の議会全員協議会でもその経緯をお話しさせていただきましたが、昨年暮れには県立秩父特別支援学校PTA会長から建設に反対する趣旨の文書回答をいただきました。既に地元中宮地町会からも建設に反対の文書回答をいただいております。法的な規制も含めて、聖地公園グラウンドへの早期建設は極めて困難であると判断いたしましたところでございます。

そこで、地域住民が切望する早期建設を進めるためには現在地に建てかえることが一番であると判断し、本年1月16日に下宮地町会へ正副管理者、理事全員で訪問し、再交渉のお願いをいたしました。また、2月20日には下宮地町会の秩父斎場建設対策協議会長に私がお会いして、再交渉のお願い文書を直接渡してまいりました。ぜひ地元の再交渉に応じていただき、組合としても誠心誠意尽くし、交渉に当たりまして早期に地元の承諾がいただけるよう努力してまいり所存でございます。

なお、さきの全員協議会でお願いたしました情報解禁の関係につきましては、正式な依頼文書を出しましたので、議員各位には開示していただいても結構でございます。いずれにしましても、まだ再交渉の承諾をいただいておりますので、そのところを十分ご配慮をいただきたいと存じます。議員各位におかれましても、引き続き格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会に提出する議案でございますが、新年度予算を初めとする4件でございます。議案第1号は、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。地方公共団体の手数料に関する政令の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

次に、議案第2号は、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、火災予防条例準則の一部が改正されたことにより、改正するものでございます。

次に、議案第3号は平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回)でございます。この補正予算は、事務執行に係る所要の補正を行い、歳入歳出予算それぞれに1億5,737万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額46億5,543万4,000円としたいものでございます。数字的には増額補正となっておりますが、事業費のトータルでは7,996万5,000円の減額でございます。この事業費の減

額分と歳入の増額分を加えまして、2億3,734万3,000円を予備費に加えるものでございます。この予備費から裁判の和解に伴う補助金の返還等を差し引き、一部を公共施設整備基金に積み立てさせていただきたいと考えております。

次に、議案第4号は、平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。本組合は、独自財源がほとんどないことから、構成市町の負担金に依存して組合の運営を行っているところでございます。市町と同様に限られた財源であるとの認識に基づき、予算編成を行いました。歳入歳出予算総額は34億3,645万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと4億181万1,000円、率にして10.47%の減額となりました。平成24年予算では、できる限り経費削減に努めたことに加えまして、公債費の元利償還金が前年度比で4億6,999万8,000円減額となったことから、大幅な減額となっております。

以上提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては担当の者より説明をいたしますので、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願いをする次第でございます。

広域組合が発足して40年以上たち、組合の事業を住民の皆様にご理解いただけるようになってきたと思っておりますが、組合施設の中にはすべての方々に受け入れられないものがあるのも事実かと思えます。しかしながら、そのように思われる施設は、生きていく上でなくてはならないものであります。私は、困難に屈しないでまっしぐらに進む敢為邁往の精神で、だれもが住みやすく、住んでよかったことを、住んでいることを誇りに持てる地域づくりを進めてまいります。その一つとして、新火葬場建設候補地を早期に決定してまいります。

また、秩父市では埼玉県のエコタウンプロジェクトの指定を受けるべく頑張っておりますが、この秩父クリーンセンターでも熱エネルギーを有効利用して、2年後には発電を始めます。東日本大震災以降、自然エネルギーの有効利用が見直されるようになってきております。東京電力の電気料金値上げの話が聞こえてまいります。東京電力の努力なしに値上げを受け入れることはできないと考えております。

平成24年度は、広域組合の転換期、ターニングポイントになる年と受けとめております。将来この秩父に住んでよかったとだれもが思えるよう、諸般の課題に全身全霊をささげて取り組んでまいります。広域議員の皆様にはご理解とご協力を心からお願いする次第でございます。議員各位におかれましては、各市町の3月議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意をいただき、ご健勝でご活躍いただけますようご祈念申し上げ、管理者のあいさつとさせていただきます。

以上でございます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決  
議長（若林新一郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(浅見真一消防長登壇)

**浅見真一消防長** それでは、議案第1号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部が改正されたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、本組合の消防手数料条例の改正が必要となったものでございます。

改正の趣旨でございますが、消防法上の危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所の中に、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準が設けられたことにより、手数料条例の別表の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案第1号参考資料の消防手数料条例新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。右側の表が改正後の内容となっております。1ページ目の別表第1、区分がでございます。

(2)の2、エの欄中段の部分に、右側の表のとおりアンダーラインの部分を追加したいというものでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表のオの中に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という文言を加えたいというものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日でございます。

なお、この浮き蓋付き屋外タンクとは、液体の危険物を1,000キロリットル以上貯蔵するタンクをいいますが、一般的な固定屋根式の屋外貯蔵タンクに揮発性の高い危険物、例えばガソリンなどを貯蔵する際、その揮発を抑えるためにタンク内に浮き蓋を設けるタンクでございます。秩父管内にはこのような浮き蓋付き特定屋外タンクは現在のところございません。また、現行法令では一般的な屋外タンクを浮き蓋付きの屋外タンクに改修しなければならないという規定もございませんが、東日本大震災ではこの浮き蓋が破損した例も見られたこと等から技術上の規定が設けられたもので、このことから手数料条例の改正が必要になったものでございます。

説明については以上でございます。

**議長(若林新一郎議員)** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(若林新一郎議員)** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(若林新一郎議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(若林新一郎議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(若林新一郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(若林新一郎議員)** 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(浅見真一消防長登壇)

**浅見真一消防長** 議案第2号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案第2号参考資料でございます新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。今回の改正につきましては2点ございます。1点目でございます。新旧対照表1ページの第13条第2項では、屋内における蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準について定めておりますが、同項中アンダーラインの部分、「(電圧が48ボルト未満のものを除く。)」を削除したいというものでございます。本改正は、総務省消防庁で定めている火災予防条例の準則と整合性を図るため改正したいというものでございます。

次に、2点目でございます。同じページの新旧対照表の下段をごらんください。危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が平成23年12月21日に改正をされ、消防法上の危険物第1類、酸化性固体として新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されました。この政令の改正に伴い、本組合の火災予防条例の附則の一部を改正するもので、附則第1項の次に第2項から第5項を新たに加えるものでございます。改正の内容でございますが、今回新たに危険物に追加されました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を火災予防条例に定められている数量内で取り扱う場合の技術上の基

準等の経過措置について改正をするものです。

附則第2項では、配管の強度等について定めております。3項、4項、5項では危険物の表示義務、技術上の基準や届け出等の緩和措置、猶予期間等をそれぞれ設けるというものでございます。

なお、この条例は平成24年7月1日から施行するものです。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（若林新一郎議員）** 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（若林新一郎議員）** 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（上井克彦事務局長登壇）

**上井克彦事務局長** 議案第3号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）についてご説明を申し上げます。

別紙になりますが、補正予算書の1ページ目をお開きください。第1条において、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ1億5,737万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億5,543万4,000円としたいものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。8ページ、9ページ目をお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金は、特別負担金が1,000円の増額補正となり、補正後の額を3億8,339万3,000円としたいものでございます。この特別負担金は、クリーンセンターの起債償還の一部が地方交付税措置されておりまして、その額が確定したことによるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料は、清掃手数料が405万8,000円増額となり、補正後の額を2億2,490万8,000円としたいものでございます。クリーンセンターへの持ち込みごみに係る手数料が見込額より多くなったことが増額の要因でございます。なお、指定ごみ袋の事業系ごみ袋は減額となります。

次に、第3款国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金が確定したことによるものでございます。

次に、第4款財産収入は、財産運用収入116万8,000円と財産売払収入277万9,000円の増額補正で、補正後の財産運用収入を297万7,000円に、財産売払収入を277万9,000円にしたいものでございます。財産運用収入は、公共施設整備基金の運用益、利子でございますが、確定したこと等に伴う増額をしたいものでございます。物品売払収入は、クリーンセンター修繕に伴い発生した金属類の売却及び秩父環境衛生センターで使用しておりましたトラック、フォークリフト等の売払収入でございます。

次に、第5款繰越金は1億4,807万円の増額補正で、補正後の額を3億1,529万3,000円としたいものでございます。これは、平成22年度決算により繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、第6款諸収入は、組合預金利子を75万円増額し、補正後の額を90万円としたいものでございます。歳入合計で1億5,737万8,000円の増額補正となります。

10、11ページをお開きください。次に、歳出でございます。第2款総務費は1,014万3,000円の減額補正で、補正後の額を1億2,529万6,000円としたいものでございます。職員の配置がえ等による減額でございます。

第3款民生費は、1目介護認定審査会費を294万1,000円の減額補正で、補正後の額を5,260万5,000円とし、2目自立支援審査会費を3万1,000円増額し、補正後の額を1,049万5,000円としたいものでございます。人件費につきましては、同じく職員の配置がえや共済組合の負担率が変更になったことによるものでございますが、介護認定審査会費で審査会に欠席する委員が少なくなったことから費用弁償を増額させていただきたいものでございます。使用料及び賃借料は、介護認定審査会システムの契約実績により減額するものでございます。

次に、第4款衛生費は、1目結核予防費179万1,000円の減額補正で、補正後の額を1,759万8,000円としたいものでございます。これは、撮影人数の減少によるものでございます。



同じく4目の斎場費は**365万3,000円**の増額補正で、補正後の額を**7,650万円**としたいものでございます。人件費のほか、燃料費を増額補正したいものでございます。燃料費の増額は、燃料費の単価が上がったことと、それから黒煙対策によりまして2次燃焼の灯油使用料がふえたことによるものでございます。

12、13ページをお開きください。2項の清掃費、1目清掃総務費は**518万1,000円**の増額補正で、補正後の額を**5,555万3,000円**としたいものでございます。今年度製作する指定ごみ袋に不足が生じたことから、必要枚数を製作する費用**518万1,000円**を増額補正するものでございます。

同じく2目クリーンセンター費は**69万1,000円**の増額補正で、補正後の額を**5億6,994万1,000円**としたいものでございます。人件費のほか、電気料金の単価が大幅に値上がりしたことによります光熱水費の増額を含む需用費の補正、委託料を委託契約の実績により減額補正したものでございます。

クリーンセンターの補正で突出しておりますのが電気料金でございます。電気使用料は、直近の1年間の比較で**19万2,000キロワットアワー**、率にして**6.65%**減でございますけれども、今回の補正では**259万2,000円**、率にして**4.37%**の増額補正でございます。これを1年ベースで出しますと、**16.33%**の値上げに相当いたします。これは、福島原子力発電所事故の影響で、全国の原子力発電所が停止し、火力発電所での発電割合が増加し、現在の料金体系における燃料費調整制度による火力発電所用の燃料、石炭、原油、LNGでございますが、の単価が即座に反映される制度によるものでございます。今後の電気料金制度の見直し等を注視してまいりたいと存じます。

14、15ページをお開きください。同じく3目環境衛生センター費は**1,460万3,000円**の減額補正で、補正後の額を**1億7,080万7,000円**としたいものでございます。人件費のほか、委託料**524万9,000円**の減額補正でございます。廃家電製品、自転車、そしてスプリングマットレス、金庫等の金属類につきまして、今までは処理委託をしておりましたが、一部売却できることになり、金属類の資源化業務委託料を減額するものでございます。

第5款消防費は、1目常備消防費が**6,171万6,000円**の減額補正で、補正後の額を**16億9,674万8,000円**としたいものでございます。同じく人件費のほか、消防救急デジタル無線設備電波伝搬調査業務及び救急高度化管理業務が安価で契約できたことによる減額補正でございます。

第6款公債費は、1目元金を**58万円**増額補正し、補正後の額を**5億622万4,000円**としたいものでございます。埼玉県くにつくり貸付金の繰上償還に伴う増額補正でございます。

16、17ページをお開きください。7款諸支出金は、1目公共施設整備基金費の**109万3,000円**の増額補正で、基金の運用増額に伴うものでございます。

第8款予備費は**2億3,734万3,000円**の増額補正で、補正後の額を**9億6,107万7,000円**としたいものでございます。この予備費には、秩父クリーンセンターの入札談合解決金**7億4,400万円**から弁護士報酬を差し引いた残金**7億1,624万1,000円**が含まれております。歳出合計で、歳入合計と同額

の1億5,727万8,000円の増額補正となります。

ただいまご説明申し上げたように、今回の補正は予算ベースでは増額補正となっておりますが、事業費ベースでは7,996万5,000円の減額となり、減額となった歳出分と増額となった歳入分を歳出の予備費に回し、その一部を24年度の財源とさせていただくための措置でございます。これにより、24年度の歳入の市町負担金を圧縮させていただくものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、小菅高信議員。

**16番（小菅高信議員）** クリーンセンターの電気料のことについてちょっとお伺いしますけれども、クリーンセンターの電気料そのものは幾らで、そのパーセントは16.3%が上がっているということなので、その上がっている金額というのは幾らぐらい上がっているのか。

それと、さっき管理者は東電の自己努力がなければ、自治体や、それから公共団体も、これには支払いに簡単に応じかねるというふうな発言をされておりましたけれども、どの辺までこれ追及をしていくのか、そこのところを、今回の補正予算の中でのアップ分があったとすれば、それを払うのか払わないのか、その辺のところをちょっとお聞きしようかと思ひまして。

**議長（若林新一郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 先ほどのあいさつの中で、確かに私は反対ですということをお話しさせていただきました。東電のほうにも、市長としての立場で市役所のほうにおいでになっていただき、説明も受けました。先ほどのあいさつのとおり、会社としての企業努力がまだ十分見えないということで、私はそのことに対しては応じかねるという話をさせていただき、そのことでお話をさせていただきましたが、一応予算は予算として組んでおかなければいけないという立場の中で、これは管理者並びに市長としての考え方としてそこで表明したことで、予算を一応組んで今回は上程させた次第でございます。ご理解のほどをいただきたいと思ひます。

**議長（若林新一郎議員）** クリーンセンター所長。

（浅沼昌晴クリーンセンター所長登壇）

**浅沼昌晴クリーンセンター所長** ただいまの小菅議員さんのご質問にお答えいたします。

クリーンセンターで平成23年度の電気料金の予算額ですけれども、5,928万4,626円、電気の使用量にいたしまして460万7,136キロワットアワーを見込んでおりました。それで、ことしの直近1年の比較をしてみますと、先ほど事務局長のほうの説明の中にもありましたけれども、直近1年の比較で19万2,308キロワットアワー減になっております。この減要因といたしましては、今回のクリーンセンターの基幹改良工事に伴いまして、地元交渉をずっと進めてきたわけでございますが、そ

の中で白煙防止装置、これを昨年の6月23日から停止をさせていただいております。この地元のご理解をいただいて停止させていただいたわけですが、この停止分で6万キロワットアワー程度減っております。それと、残りが今年度夏場の電力の調整、電力会社からの節電要請、それらにこたえたものでございまして、夏場通常ですとごみが多くなる時期でございますけれども、そこを2炉運転せず、1炉運転で乗り切ったこと等によりまして削減できているものでございます。

今回の補正させていただく金額は、259万2,000円の増額ということでございます。この理由といたしましては、昨年同期より燃料費調整単価、この単価が約2円上昇していることによります。現時点での見直しでございますので、4カ月分で259万2,000円となった分でございます。これを年間ベースで考えますと、16%強という割合になるものでございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 小菅議員。

**16番（小菅高信議員）** そうすると、そういうもろもろの努力をして減少しているのかなと。でも、電気料のほうは上がっているんで、こういう運転は現場ではもう努力しているのだということはよくわかりました。管理者の考え方も、壇上でのごあいさつというか、方針の中で承ったのですけれども、さてそうすると、その管理者の考えはわかりました。努力して減額に努めてきたこともわかりましたけれども、増額した電気料をどういうふうに取り扱うのか。予算組んでおかないと払えないから予算を組んだというところは、そこまではわかります。それを実際に、この予算は3月末までに払える予算でぜひ見ておいてほしいのですか、それともさらに交渉して、東電さんよ、もうちょっと努力してくださいと、その上でまけてもらえるものはまけてくださいというふうな交渉をしてやるものなのか、そこを実際の実務的な処理はどういうふうになされるのか、その1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** クリーンセンター所長。

（浅沼昌晴クリーンセンター所長登壇）

**浅沼昌晴クリーンセンター所長** 小菅議員さんの再質問にお答えいたします。

現在の電気料金制度でございますけれども、先ほど局長の説明の中にもございましたが、現状の燃料費、火力発電に使います石炭、原油、LNGでございますけれども、これが即座に反映するシステムとなっております。ですから、この制度の中で値上げが自動的に行われてしまうという制度でございます。ご理解いただきたいと思っております。

それと、先ほど4月からの東京電力の値上げの件でございますけれども、それはその燃料費調整制度の基準単価を今回見直すということが趣旨でございまして、その基準単価を上げることによって調整幅を、また一段上の段階で東電が調整できるというふうな……失礼しました、電力会社のほうでその調整幅の基準を上げて、もっと高いところで調整できるようにする値上げということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 小菅高信議員。

**16番（小菅高信議員）** 東電のそのシステムというのは、すべての経費を含んで、それを原価に繰り入れているというのは、これは新聞報道等でなされているので、私も薄々は知っているのですが、これは福利厚生費であれ、不動産の管理費であれ、人件費であれ、全部予算はそっくり入れて、その上に利益まで入れて、そして計算して電気料を上げますよという、こういうシステムになっていることはよく知っているのですが、それでクリーンセンターが努力したということなのだけれども、そうするとこれは最終的には払わざるを得ないですよと、管理者の気持ちとして払わなくてはいけない、もし払わない場合には電気をとめられることもあるかもしれないし、そうするとまた住民の直接の生活に響いてくるということもあるので、これはぜひ払わないでよせと言っているわけでもないし、そこのところ管理者の思い、そういう意気込み、それをどこまで伝えていけるのかなということは今後の一つの大きな課題だと思うのだけれども、これは一応払うということで私は理解しておきますけれども、それをさらに東電が一般の住民や企業や、あるいは自治体に過度な、要するに負担が来ないようにするためにはどうしたらいいのかということ、企業だとか自治体の長であるとか、そういう方は一般の我々の、弱者よりも声を上げて言ってもらわないとその思いが伝わっていかないと思うので、その辺は管理者に、秩父市のことも含めて今後対応してもらいたいし、東電側にも電気が供給されないようなことがないように、最善の努力をして、払うべきものは払うということでやってもらいたいのですけれども、私は今説明を聞くと、このお金は払うというふうに理解しておりますが、それでよろしいですか。

**議長（若林新一郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 払うというふうに理解していただきたいと存じます。そしてまた、今説明が所長のほうからございましたが、これから、これは広域という枠の中のあれですが、これから市町でもそれぞれいろいろこういうご議論が出てくるというふうに思っております。秩父市といたしましては、私は値上げに対しては反対だという基本的な姿勢は貫きたいと思っておりますし、またその主張をほかの自治体、特に県知事等といろいろ連携しながら、そういう大きな力を持って東電に対してお願いをしていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、電気料金という、まさに電気は人間生きていく上での最も基本的なものでございますので、それはできるだけ負担のないようなことで、行政といたしましても進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、新井康一議員。

**5番（新井康一議員）** 5番の新井です。

16ページの予備費なのですけれども、クリーンセンターの建設談合事件に係る損害賠償金額の7

億4,400万円のうちの補助金の返還についてなのですけれども、全協等で説明あったのかもしれませんが、改めて具体的にきちっと説明をしていただけるとありがたいと思うので、よろしくお願いします。

**議長（若林新一郎議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長兼会計課長登壇）

**富田豊彦管理課長兼会計課長** ただいまの新井康一議員さんのご質問に対してなのですが、議会等でこの解決金の中から弁護士の報酬、それから国、県補助金、その他の償還金等があった場合はお支払いをさせていただくというお話はさせてきていただいたところでございます。

弁護士報酬につきましては既にお支払いをして、残金が先ほど局長のほうから話のあった金額になっているところですが、国庫補助金、これに関しては県から環境省のほうに調書のほうを出させてもらったところ、過大交付にはならないということで返還にはならない見込みということをお話しております。口頭ですので、この後県のほうに文書で欲しいという話は申し伝えてございます。

それから、県費についてですが、これは2月20日付、おとといですけれども、県のほうから補助金の返還の手続等についてというような形で文書が参りました。この中の手続からいきますと、県の補助金については返還が生じるというような内容になっております。なお、この後これらのところを合わせた上で、関東財務、財務省のほうの関係、それから交付税の関係、そちらのほうを精査して金額が出されるような形になってくるかと思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(若林新一郎議員)** 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(若林新一郎議員)** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(上井克彦事務局長登壇)

**上井克彦事務局長** 議案第4号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度予算編成に当たりまして、依然として市町を取り巻く財政状況は厳しいという状況を踏まえて行いました。特に本組合のように一部事務組合は、制度的に独自の財源はほとんどなく、財源の多くを市町の負担金に依存する財政構造になっております。どうしても歳出ありきの予算になる傾向でございます。また、ご案内のように一部事務組合は共同処理する事務の遂行のため、その事務を廃止したり再構築したりというスクラップ・アンド・ビルドも組合単独の意思決定ではできないシステムとなっております。さらに、政策的経費も少なく、人件費や維持補修費などの義務的経費が多い財政構造となっております。

このような状況の中でございますが、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに広域市町村圏組合の果たす役割は大きいものがあるというふうに着けております。今後とも構成市町のご理解とご協力を得る中で、最小限の経費で最大の効果を上げるよう組合の運営に努めてまいりたいと存じますので、議会議員の皆様にもご理解をいただき、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の予算書3ページをお開きください。第1条に定められております歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,645万6,000円としたいと存じます。前年度当初予算と比較しまして、4億181万1,000円の減額、率にして10.47%の減となります。秩父クリーンセンター建設時に起こしました組合債の償還が平成23年度でほとんど終了することから、公債費が対前年度比で4億6,999万8,000円の減額となっております。このことが減額の大きな要因でございます。

予算の見積もりは、すべて項目一つ一つ積み上げで行いました。積算単価も直近の実績単価による見積もりを行いました。もちろん本年度もできるだけ切り詰めた契約を行っておりますので、必要最小限度の見積もりとなっているものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。14、15ページをお開

きください。まず、歳入でございます。1款の分担金及び負担金でございますが、節に定められております10の負担金の金額の合計で25億3,326万円で、前年度と比較して6億4,827万1,000円の減額、率にして20.4%の減となります。歳入全体に占める割合は73.7%になります。ご案内のように、この市町負担金は組合同約に定められております負担基準に沿って納めていただくもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。負担金明細書は55ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料1,210万1,000円で、これは火葬場、霊柩車使用料でございます。

次に、2項の手数料、1目清掃手数料は2億1,581万円で、前年度と比較しまして504万円の減額となります。主なものは、廃棄物の処理手数料で、処理施設持ち込み手数料や、有料指定ごみ袋の手数料でございます。2目消防手数料は108万1,000円で、危険物や火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、3款の国庫支出金、1目衛生費国庫補助金は5,768万3,000円で、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る補助金でございます。

次に、第4款の県支出金は、1目消防費県補助金は3,100万円で、現在皆野地内で建設中の北分署庁舎建設工事に総額1億円いただけることになっておりますが、このうちの24年度分でございます。

16、17ページをお開きください。次に、第5款の財産収入は、1目財産貸付収入96万2,000円と2目利子及び配当金150万円から成ります。1目1節土地貸付収入は、秩父環境衛生センターの敷地の一部を秩父リサイクルセンターを運営しております秩父リサイクル事業協同組合に貸し付けしている土地貸付収入49万円、それから2節建物貸付収入は旧秩父環境衛生センターの管理事務所を同組合に貸し付けていることに伴う収入47万2,000円でございます。利子及び配当金は、公共施設整備基金利子の運用に伴うものでございます。

次に、6款の繰入金、1目基金繰入金7,023万3,000円は、公共施設整備基金から新火葬場建設及び秩父クリーンセンター基幹改良工事の一般財源相当額を繰り入れるものでございます。昨年秩父クリーンセンター入札談合事件に係る裁判上の和解をし、その解決金から弁護士報酬を支払いましたが、その中から先ほども説明がございましたけれども、補助金の返還等を今年度末にまでに行いまして、残金を基金に積み立てて、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の財源に充てたいというふうに考えてございます。

次に、第7款の繰越金は2億円でございます。これは、本年度予算の予備費の一部を新年度の繰越金として計上し、収入財源とさせていただきます。

次に、第8款の諸収入は、1項組合預金利子30万円で、これは余裕資金の運用に伴うものでございます。

次に、2項雑入は**5,607万円**でございます。主なものは、説明欄に記載してありますように有価物の売却代でございます。

次に、第9款の組合債は**2億5,641万6,000円**で、これは秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事及び南分署庁舎建設と高規格救急車、指揮車整備に係る一般単独事業債を予定しております。起債充当率は庁舎建設が**75%**、クリーンセンター改良工事及び車両整備が**90%**でございます。

**18、19**ページをお開きください。次に、歳出に移ります。まず、1款の議会費は**282万4,000円**で、これは議員報酬及び調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は**1億398万1,000円**となり、前年度と比較して**369万9,000円**の減額となります。職員**11**人分の人件費が主なものでございます。その他ホームページのリニューアルを行い、CMSを導入する費用、さらに財務会計システムのリプレースに係る費用や人事給与システム導入に係る費用でございます。

**20、21**ページをお開きください。2目公平委員会費は**4万8,000円**でございます。第2項の監査委員費は**18万9,000円**でございます。

第3款の民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費は**5,532万5,000円**でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬や職員**4**名分の人件費、審査会の審査システムに係る電算機の借り上げ、ネットワーク通信代などが主なものでございます。

**22、23**ページをお開きください。2目自立支援審査会費は**1,058万4,000円**でございます。これは、自立支援審査会委員の報酬や職員**1**名分の人件費が主なものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の1目結核予防費は**1,899万5,000円**でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検査車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものがございます。

次に、2目循環器検診費でございますが**744万4,000円**でございます。この事業は、圏域内市町の小中学生の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものがございます。

次に、3目救急医療施設費は**5,526万1,000円**でございます。これは、休日などの初期救急医療体制を確立するために、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急運営事業などを秩父郡市医師会に委託して実施している委託料の**2,003万1,000円**と2次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間及び日曜、国民の祝日等の救急患者を受け入れる体制を整備するため、病院群輪番制度への参加病院への補助金で、**3,496万円**となります。

次に、4目斎場費は**9,082万円**でございます。これは、現秩父斎場の管理運営に係る経費や新火葬場建設に係る経費でございます。

**24、25**ページをお開きください。新火葬場建設に係る経費といたしまして、敷地測量業務と地盤調査業務の委託料を計上させていただきました。これは、聖地公園グラウンドを想定したものでございますけれども、建設候補地が決定し、同意をいただければ、候補地に合わせて業務委託を実施



したいと考えております。財源といたしましては、歳入繰入金のところでご説明をさせていただきましたように、公共施設整備基金から充当させていただきたいと存じます。また、交渉の状況により新たな経費が生じる場合は、事業費の補正予算を組んで対応させていただきたいと存じておりますので、よろしく願いをいたします。

2項清掃費の1目清掃総務費は**4,449万7,000円**で、前年度比**327万円**の減額でございます。主な経費は、有料指定ごみ袋の製作購入経費で、同ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

26、27ページをお開きください。次に、2目クリーンセンター費は**7億8,746万1,000円**で、前年度比**2億1,821万1,000円**の増額でございます。秩父クリーンセンターの運転、維持管理補修に係る経費に加えまして、平成24年度から3カ年の継続事業で実施します秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の経費を計上させていただきました。

29ページの13節委託料に基幹的設備改良工事、見積もり審査ほか業務委託料と基幹的設備改良工事施行管理業務委託料を、そして15節工事請負費に改良工事費を新規に事業として計上させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きいただければ、そこに第2表の継続費の表でございます。総額が**21億1,999万円**で、平成24年度がその**10%**となります**2億1,562万4,000円**、25年度がその**50%**でございます**10億5,713万3,000円**、26年度がその**40%**でございます**8億4,723万3,000円**を年割額として設定をいたしました。

ここで基幹的設備改良工事の概要につきまして説明をいたしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、こちらの基幹的設備改良工事の概要という参考資料をごらんいただきたいと思います。基幹的設備改良工事は、設備の延命化と熱エネルギーの有効利用を通じて、温室効果ガスの排出抑制を目的に、その目標は施工から**30年以上**の稼働を目途として発電設備を新設して、二酸化炭素排出量を現在より**122%**削減することを目指しております。また、財政負担を軽減するため国の補助金を活用したいものでございます。改良工事のメインと考えております発電設備でございますけれども、現在は**1,000**キロワット程度の容量が設置可能でございます。その効果は停電等の場合においても自立運転が可能でございます。安定してごみ処理ができるということでございます。

そして、2として、二酸化炭素の排出抑制という、排出量を現状より**122%**削減するものでございます。そして、このクリーンセンターで使用いたします電力、**540**万キロワットアワーを賄うことで、年間**7,560**万円の経費の削減になります。そして、余剰電力**300**万キロワットアワーを売電することで、年間**2,517**万円の収入を見込んでおります。これにより、秩父広域圏でのごみのサーマルリサイクルが確立するという考えでございます。先ほどもちょっと出ておりましたけれども、この4月から東京電力では平均**17%**の値上げを考えるとということで表明をしており、現状よりもさらに電気事情が厳しくなる中で、少しでも早く発電設備を設置したいと考えておまして、平成26年7月から自立運転ができるよう計画をしているものでございます。

参考資料の2ページ目をごらんください。基幹的設備改良事業の予算計画でございます。歳入の説明でも触れておりますが、総事業費を21億1,999万円のうち、交付金対象事業80%に当たる16億9,599万2,000円を想定して、その3分の1に相当する国の交付金5億6,532万8,000円を見込んで、本体工事費の交付対象事業補助裏分10億752万円を起債し、残り5億4,714万2,000円は一般財源で充当したいものでございます。

参考資料の3枚目をごらんください。クリーンセンターの基幹的設備改良工事の概要図でございますけれども、赤と青で色づけしてある部分が施工箇所を示しているものでございます。赤で塗っている部分が二酸化炭素の削減に結びつく改良工事で、交付対象となる部分でございます。一方、青で塗ってある部分は直接二酸化炭素の削減に寄与しないということで、交付金から対象外となっている工事部分でございます。以上が基幹的設備の概要でございます。

次に、予算書28、29ページにお戻りいただきたいと思っております。3目環境衛生センター費は1億5,654万4,000円で、前年度比2,886万6,000円の減額となります。環境衛生センターでは、秩父リサイクルセンターやストックヤードを活用して不燃ごみの資源化に努めております。最終処分場への埋め立てを極力少なくする取り組みを行っております。資源化に当たりましては、業務委託を行い、実施しておりますが、委託業務の内容を見直すことで、前年度から職員1名分を減額することができました。人件費、修繕料及び委託料が減額となったことから、前年度と比較して大幅な減額となっております。

30、31ページをお開きください。4目廃棄物収集費は2億571万5,000円で、前年度比1,160万3,000円の減額となります。収集業務につきましては、燃料費の高騰、業務内容の増加等と委託料の増加要因が多い業務となっておりますが、本年度契約しております委託業者から合理化による車両の減車等の提案がありましたので、これを検討して予算を計上したものでございます。

次に、第5款消防費は18億918万7,000円で、前年度比1,358万6,000円の減額となります。消防職員は175人で、人件費は13億5,484万円になります。消防費に占める割合は75%になります。

32、33ページをお開きください。13節の委託料は4,847万4,000円で、分署庁舎建設に係る費用や消防救急無線デジタル化に係る委託料を計上させていただきました。

34、35ページをお開きください。15節の工事請負費は2億3,444万2,000円で、これは北分署庁舎建設工事と南分署庁舎建設工事に係るものでございます。なお、南分署庁舎工事や横瀬分署、北分署同様に2カ年継続事業で実施したいと存じます。

恐れ入りますが、先ほど見ていただきました6ページ、7ページをお開きいただきますと、そこに、第2表の継続費の表でございますけれども、総額が2億3,792万円で、平成24年度がその60%の1億4,275万2,000円、平成25年度がその40%で9,516万8,000円を年額割として設定しております。

34、35ページにお戻りください。18節の備品購入費に高規格救急車2台と指揮車1台を計上させていただきました。高規格救急車は、影森分署への整備と皆野・両神分署への更新を……

(何事か言う人あり)

**上井克彦事務局長** 失礼しました。小鹿野・両神分署への更新を、そして指揮車は本署に配備されております車両の更新をしたいものでございます。

救急車、指揮車とも老朽化が激しく、故障が多発しているため、更新のための予算を計上させていただきましたが、救急車につきましては平成22、23年度で定住自立圏の構想によりまして救急資機材の整備を行っておりますが、その資機材を継続して使用する内容で積算をいたしております。

36、37ページをお開きください。第6款の公債費、1目元金は4,511万9,000円で、前年度比4億6,052万5,000円の減額となっております。2目の利子は1,150万2,000円で、前年度比947万3,000円の減額となっております。この減額の主な理由は、平成7年、8年に起債しましたクリーンセンターに係る組合債の償還額が減少したことにより、その償還が平成24年度で完済いたします。なお、平成24年度以降は主な事業の財源に起債を充当したいと考えております。秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防の南分署庁舎、西分署庁舎建設、消防救急無線のデジタル化整備事業、消防車両整備事業、新火葬場建設事業等が想定する事業となっております。起債により償還額はふえることとなりますが、一時的な経費負担を抑えるためにもご理解をいただきたいと存じます。

次に、第7款で諸支出金、第1項基金費、1目公共施設整備基金は150万円で、公共施設整備基金の運用益を全額基金に積み立てるものでございます。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

38ページ以降は給与費明細書などでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

**議長（若林新一郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する質疑に入ります。

7番、浅海忠議員。

**7番（浅海 忠議員）** 7番、浅海です。何点か質問をします。

31ページの中段ですが、廃棄物収集費の中で、先ほど事務局のほうから減車によって1,160万3,000円が減額になった、業者のほうの努力で減車にするということでありました。車の台数が減るということは、運行、またその収集のタイムテーブルというのですか、そういったものが変わっ

てくるとか、そういったことも考えられるのですが、利用者に対する回数は、いわゆる今定められている日数に変わりがあるのかとか、曜日に変更が出てくるのか、そういったことでお尋ねしたいと思います。

あともう一つ、35ページ、中段、備品購入のほうで、先ほど高規格救急車、指揮車が購入されると。その辺につきましては、特に非常に大事なものですから、きちんとしたものをぜひ配備していただきたいと思います。その中で、衛星携帯電話というのがありますが、これについては何台購入して、これからすべての本署、いわゆる各分署連絡体制が完結するのかどうか、配備について伺います。

この下の段にいきまして、救急救命士の研修負担金として計上されています。24年度、この救急救命士につきましては、いわゆる研修を受けることによりまして何名の体制になるのか、併せて伺います。

もう一つ、前後しますけれども、今回工事の請負で、事業費で南分署の工事費が設定されていますけれども、既に荒川総合支所の敷地内ということでもありますけれども、その進捗状況を併せてお願いします。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局次長。

（森 真太郎事務局次長兼業務課長登壇）

**森 真太郎事務局次長兼業務課長** 浅海議員の廃棄物収集費の委託料の関係についてご回答いたします。

局長の説明で、収集費につきましては1台減車をして、このような予算削減があったという説明をさせていただきました。これは、市内の可燃物の収集車、これを現在6台走っているわけでございますけれども、1台減車をさせていただいて、5台で対応をさせていただければということでございます。これにつきましては、業者のほうから提案ございまして、この1台減車しても今年度と同じような形での収集が可能であるという提案をいただきまして、このような形での予算計上をさせていただきました。したがって、本年度と同じような形で収集等につきましては通常でできるというふうな形で予定をしておるということでございます。よろしくお願いたします。

**議長（若林新一郎議員）** 総務課長。

（若林利忠専門員兼総務課長登壇）

**若林利忠専門員兼総務課長** 7番、浅海議員さんの備品購入の関係と救命士の養成の関係についてお答えさせていただきます。

備品購入の関係で、衛星携帯電話についてですが、現在使用している電話回線、携帯電話回線は、東日本大震災でも課題になりましたが、大規模災害等においては電話回線が切断されたり、携帯電話回線がふくそうして接続が困難になったり、大きな支障となりました。そこで、当消防本部でも

大規模災害に備えて、NTTドコモ等で構築している衛星を使った携帯電話を2年計画で整備したいと考えております。整備の台数は、平成24年度に指令課に1台、本署に1台、指揮車に1台、そして25年度以降4分署へ配置する計画でございます。これによって、一般の通信手段が使用できなくなった場合にも情報通信の収集が可能となることとなります。

続いて、救急救命士の養成についてですが、救急救命士は現在資格を持った救命士が31名おりまして、現場で救急業務に従事している救命士は28名でございます。なお、来年度は2名の職員を救急救命士の養成所等に派遣をして救急救命士を養成し、現場の救急救命士を30名としたいと現在考えております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 消防本部次長。

（高橋徹也消防本部次長登壇）

**高橋徹也消防本部次長** 私のほうから、南分署の進捗状況についてお答えさせていただきます。

南分署でございますが、秩父市より建設場所を秩父市荒川総合支所敷地内と確定をいただき、設計業務委託については北分署を木造とした設計内容を基本とさせていただき、現在業者に委託をし、年度末に完了となるよう契約を締結させていただいております。また、庁舎の規模については、先ほど申し上げました北分署と同等の延べ約760平方メートルの建物でございます。敷地面積については、荒川総合支所敷地面積が約5,400平方メートルございまして、そのうち消防庁舎の建設場所は1,447平方メートルの敷地となり、駐車場等については役場総合支所と共有化を図り、利用させていただきたいという計画でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 7番、浅海忠議員。

**7番（浅海 忠議員）** 浅海です。

それぞれありがとうございました。これは、お願いになるかと思いますが、南分署については今次長からありました荒川総合支所の敷地内ということで、駐車場とか、そういった共有になったり、ぜひ総合支所、またいわゆる市役所のほうとよく連携をしていただいて、使い勝手のよい施設となるように工夫をしていただければと思います。場所的には、本当にいいところだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で終わります。

**議長（若林新一郎議員）** 答弁はよろしいですか。

**7番（浅海 忠議員）** はい、結構です。

**議長（若林新一郎議員）** 4番、落合芳樹議員。

**4番（落合芳樹議員）** 14ページの清掃費負担金、こちらが前年度に比べまして3億円ほど減っているわけなのですが、各市町の負担金が減ることは大変結構なことだと思うのですが、23年度

から有料指定ごみ袋を値下げして、さらに負担金のほうも下げられる根拠というのをお聞きしたい  
と思います。

**議長（若林新一郎議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長兼会計課長登壇）

**富田豊彦管理課長兼会計課長** 落合議員さんのただいまのご質問でございますが、清掃費負担金、これにつきましては先ほど来局長の説明の中でもお話をさせてもらった部分もあるかと思いますが、公債費の元利償還金の部分が平成23年度に比べて大幅に4億円以上減っているということが一番大きな原因でございます。それと加えまして、経費の節減に努めて、前年度よりクリーンセンター以外の部分については減っております。そういったことが2つ目の要因。それともう一つ、特別負担金で交付税措置される部分が、このクリーンセンターの元利償還金に交付税措置されている部分があるわけですが、その部分が引き続き平成24年度ももらえる部分がある。その3つを加えまして、相当な金額の減額となっていっているというような状況でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 4番、落合芳樹議員。

**4番（落合芳樹議員）** 今の説明で、ではごみの量が減るとい、そういうことになるのですかということと、それからあと今度は17ページ、南分署庁舎建設事業、これは先ほど浅海議員が質問されて大体わかったのですけれども、答弁の中で、あれは北分署か、北分署を木造化したような設計になるというような、私の聞き間違いだったかもしれないのですけれども、たしか北分署一部木造化で、鉄骨の部分もあって、だから要は先ほどの説明聞くと、全部木造化するというふうに私は受けとめたのですけれども、その点。その2つについて質問させていただきます。

**議長（若林新一郎議員）** 消防本部次長。

（高橋徹也消防本部次長登壇）

**高橋徹也消防本部次長** 大変失礼しました。私のほうの説明不足かと思っておりますけれども、北分署庁舎、同じ建物、同様のものが南分署に建設されるということでございます。済みませんでした。

**議長（若林新一郎議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長兼会計課長登壇）

**富田豊彦管理課長兼会計課長** 落合議員さんの再質問について、先ほど数字がちょっと欠けておりましたので、ここで数字をちょっと加えさせて、再度ご説明をさせていただきたいと思っております。清掃費の当初予算ですけれども、これについては前年度と比較して2億5,092万7,000円の減額となっているかと思っております。この減額の理由ということでお尋ねをいただいているかと思っております。負担金と関連するので、先にそちらのほうからお話をさせていただければと思うのですが、これにつきましては公債費の元利償還金の減少から、4億2,539万9,000円減ったというのが一つ大きなことでございます。それで、清掃費負担金が対前年度比で3億614万9,000円減額になっているかと思っております。

これにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたように歳出の削減というのが1つ、各費目のところで減額になっておりますので、それが1つございます。その中でも、特にごみ処理施設建設事業債の元利償還金が対前年度比で4億2,539万8,625円減っているということが、再度のお答えになってしまうのですけれども、これが一番大きな要因ということでございます。

この負担金の減額の内訳といたしましては、公債費の負担金減額分、今公債費が減っているということで、それが負担金にはね返ってきている部分ですけれども、公債費の負担金減額分が1億6,832万3,000円、それから当初予算額の増額と特定財源の増額に伴う部分、これが6,988万9,000円、合計で2億3,821万2,000円が減額になります。それに加えて、先ほどお話しさせていただきましたけれども、この償還が終わった後も交付税措置がされるというところがあることから、この交付税額6,793万7,000円を足した総計で3億614万9,000円というのが前年度から減っているという状況でございます。ごみ量の減少というよりも、今申し上げたように元利償還金の減額のところが非常に大きな要因ということで予算、負担金が減っているということでご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 4番、落合芳樹議員。

**4番（落合芳樹議員）** 清掃費のこと、それから消防の南分署のことはわかりました。

最後に、定住自立圏関係の質問をさせていただきますが、平成22、23年度でこの定住自立圏関係の、たしか広域市町村圏で1億2,500万円、その関係が入ってきておられると思うのですが、24年度からそれがなくなるわけで、特にこの病院群輪番制病院運営補助割り増しというのがあったと思うのですけれども、3,500万円、そのほかにもあるのですけれども、そういったものがなくなる影響について、2カ年という決定だったわけなのですけれども、その定住自立圏からの、各市町が負担をして広域市町村圏に入れて、それがなくなるわけで、その辺の影響について最後にお聞かせください。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（上井克彦事務局長登壇）

**上井克彦事務局長** 落合議員からの質問の病院群輪番制病院の補助金が半額になるということでございますけれども、これについては22、23年度の、特に22年度の交付の段階で各病院には詳しく説明をしてございます。2年間だけふえますのでということでは詳しく説明をしてございますので、現在のところは大きな病院からの影響はございませんが、実際にこれが交付にならないのは新年度からでございますので、そうなったときに何か影響は少し出てくる可能性もあるかもしれませんが、現在のところでは3病院から特にそういう話は聞いておりません。ただ、そのときに7万1,040円を8万円にしているという経緯もございますので、その辺は病院のほうも十分ご理解をいただいているというふうに思います。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 3番、金田安生議員。

3番（金田安生議員） 金田です。

まず1点は、秩父クリーンセンターの基幹的設備を更新するというを先ほど触れましたけれども、これ地元の合意関係はどうなっているのでしょうか。たしかここの施設変わるときなんか、また地元合意とらないとまずい、そんなたしか契約あったような気がするの。この辺はどうなっているか。まだ報告聞いていないような気がするのですけれども。それが1点。

それと、高規格車の整備事業というのは、これは2台ですごい金額ですよ。4億円ぐらい。1台2億円ぐらいですね。そうですね。これどんなの。普通の車だったら、この1%か2%でしょう。

（何事か言う人あり）

3番（金田安生議員） 2,000万円か。それにしても高いよね。ちょっとそれ。

とりあえずその2点だけ。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（上井克彦事務局長登壇）

上井克彦事務局長 それでは、クリーンセンターの基幹的改良事業に伴う地元との関係でございますけれども、これにつきましては地元のほうに説明会を管理者にも出席いただいて、それぞれ行っております。そして、発電については、先ほどもちょっと説明した効果の中で、停電時でもここが自立運転できるということが非常に地元からも受けまして、発電は大いに結構だというふうにいただいております。そして、関係4町、特にこの栃谷町会、栃谷本町会につきましては大変いいということで、オーケーをいただいております。計画どおり事業が推進できるということでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 警防課長。

（高橋正明専門員兼警防課長登壇）

高橋正明専門員兼警防課長 3番、金田議員の質問にお答えします。

南分署、いわゆる影森、荒川・大滝分署が統合する計画があります。それに基づきまして、現在この方面に高規格救急車が配備されていないのです。今回の統廃合を計画するに当たり、やはり南地域の救命率を高めるために高規格が必要であるということもありますので、住民の安全安心を確保するために計画をしております。

また、影森分署の救急車を高規格に変えるわけなのですが、その救急車を吉田に持っていくことで、吉田の救急車が大分悪くなっておりますので、延命化が図れるなど、合理的な考えも盛り込んでおります。もう一点については、小鹿野の救急車なのですが、現在昨年12月ごろから3回ぐらいエンジンがストップしてしまっているのです。まだ距離的には17万キロなのですが、やはり1月にありました救急では、市立病院に行く途中で走行不能の状態になり、トラブルが多くなっておりますので、ここで思い切って更新を図りたいということで計上いたしました。



以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 今警防課長からも話があったわけですが、高規格救急車は何でそのぐらいの値段するのだと、こういうことが質問の内容かなというふうに思うのですが、その内容につきましては、救急車はシャーシだけでも約1,000万円ぐらいするので、それに緊急登録車用の艀装をかけて、そして中の資機材を搭載をする関係が1,000万円以上かかっています。例えば半自動除細動器、あるいは患者監視装置とか、そういういわゆる患者を診る資機材も含めて全部で2,000万円以上する金額になると。こういうことである程度高額な救急車になってくるとということなのではけれども、ご理解をいただきたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 3番、金田安生議員。

3番（金田安生議員） それ、中の設備をすごくよくするというのは大いに結構なことだと思うのです。ただ、問題は、そういう要するに自動車をつくる時、見積もりを何社とるのだと、この辺が問題なのです。ただ、ここ切りないからもうここに決めるとなったら、もう言い値みたいなものではないですか。そういう面でのやっぱり公平なそういうことで、中でつukれないかどうか、その辺が一番興味持っているところなのです。とりあえずそれ。

議長（若林新一郎議員） 総務課長。

（若林利忠専門員兼総務課長登壇）

若林利忠専門員兼総務課長 3番、金田議員さんのご質問についてですが、救急車は現在日本国内ではトヨタ系の車両と日産系の車両の2社になっております。それで、トヨタ系、日産系、どちらも入札は排除しておりません。入札時にはどちらの業者も入れるようには入札には配慮しております。

なお、車両に積載する救急資機材ですが、取付け工事や積載の関係で一括入札になっております。そこで入札では仕様を考慮し、指名競争入札の形で行っております。2社以外ですと外国の車両という形になりますので、これからの運用面で難しいかなと思います。したがって、現在は2社で入札を行っております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 2番、新井豪議員。

2番（新井 豪議員） 2番、新井豪です。29ページのクリーンセンター基幹的設備改良工事、発電棟の建設について3点お伺いします。

我が秩父市でも発電施設と名がつくものがありまして、二百何十万かの電力を生むのに約4,000万円の税金を使っております。その不採算な発電施設なのではけれども、これ運転停止すると、今度1億円の返還義務が出てくるということで、補助金ですね。とんでもない施設なのではけれども、このとんでもないおもちゃの後始末を市長がどうするのか今苦心しているところなのですが、そこ

でお伺いしたいのは、今回も循環型社会形成推進交付金ということで5億6,000万円、これを交付していただくに際して、秩父市のように例えば年間の発電量がこれぐらいないとだめだとか、そういった補助金に何らかの取り決めがあるのかどうか、まずお伺いいたします。2点目は、この発電棟ができることによって職員の増加を見込んでいるのかどうか。3点目は、それを含めて、独立した施設ではないので難しいかもしれませんが、この施設を運営することによって年間の運営費がどれぐらいかかるのか、おおよそで結構ですのでお願いいたします。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（浅沼昌晴クリーンセンター所長登壇）

浅沼昌晴クリーンセンター所長 2番、新井豪議員のご質問にお答えいたします。

秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事の1番目の質問が、5億6,000万円の交付金の取り決めということでございますけれども、こちらにつきましては先ほど参考資料をお配りしてある中で、1ページ目に記載させていただいておりますけれども、この基幹的設備改良事業に伴う交付金でございますが、この交付金の規定は、現状より20%以上二酸化炭素の削減ができた場合に交付されるということでございます。なお、今回補助対象事業が10億円を超えるということでございまして、でき上がった段階でその検証が行われるものでございます。

2点目でございますけれども、これに今度は発電設備が増設されるわけですが、これによる職員の増員ということでございますけれども、この基幹改良事業の中では、秩父クリーンセンターをつかさどっております電算機システム、通常DCSシステムというふうに呼んでおりますけれども、これの更新も予定しております。今度発電設備の制御も含めたものになるわけですが、その辺で省力化を図りまして、特に運転職員の増員は見込んでおりません。

3番目でございますけれども、大変大ざっぱで恐縮ですが、先ほどの参考資料に記載されているとおりでございます。工場で消費する電力を賄うということと、余剰電力を売電するというので、約1億円ほどの経費削減を見込んでおるものでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 2番、新井豪議員。

2番（新井 豪議員） 答弁ありがとうございます。

では、ちょっと確認なのですが、20%、いろいろ検査方法あると思うのですが、これ通常の運転していればあり得ないと思うのですが、万が一20%下回ってしまった場合は、もらったあれを、交付金を返さなければいけない、こういうことですか。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（浅沼昌晴クリーンセンター所長登壇）

浅沼昌晴クリーンセンター所長 新井豪議員の再質問にお答えいたします。

20%以上のCO<sub>2</sub>削減ができなかった場合ということでございますけれども、これは返還する義

務が発生するようになると思います。しかしながら、現在計画しておりますのは、その参考資料にございますとおり**122%**のCO<sub>2</sub>削減を想定しております。といたしますのは、工場で使っている動力といたしますのは電力がほとんどです。それに着火用の灯油を年間**30**キロリットル使っておるのですが、その使用するエネルギーのほとんどが電気でございます。今回工場で使用する分以上の電気を発電して、余剰分は外部に売電するというところでございまして、その**122%**という数字になっておりまして、間違いなくこの**20%**はクリアできる計画となっておりますので、交付金の返還にはならないというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 9番、富田能成議員。

**9番（富田能成議員）** 9番の富田です。クリーンセンターの基幹的設備改良工事に関して3点お伺いさせていただきます。

これは、私どもは説明を聞きましたのが半年以上前だったと記憶しております。大分時間が経過していますということと、大きな投資になりますので、きちんと経済合理性がとれていないといけないうのだからと思いますので、その辺から質問させていただきます。

まず、発電の効果のところなのですが、つくっていただいた参考資料を拝見しますと、年間経費が**7,560**万円削減とあるのですが、これは東電の電力値上げ前の水準ではじかれたのだと思うのですが、東電で**17%**値上げをすると、この削減効果は単純に**17%**ふえるという理解でよろしいのでしょうかというのが1点です。

それと、2番目が売電の年間収入見込みなのですが、売電単価をどういうふうに考えているのかということですので、これも半年経過していますので、状況も変わっていると思いますので、その説明をいただきたいというのが2点目。

3点目なのですが、半年前に詳しい説明をお伺いしたのですが、そのときから前提条件とか、あるいは内容で変わった部分があればご説明いただきたいのですが、よろしく願いいたします。

以上3点です。

**議長（若林新一郎議員）** クリーンセンター所長。

（浅沼昌晴クリーンセンター所長登壇）

**浅沼昌晴クリーンセンター所長** ただいまの富田議員のご質問にお答えいたします。

詳しい説明が約半年前であったということで、大変申しわけなく思っております。1つ目のご質問の発電効果が今回の4月から予定される東京電力の**17%**、これが値上げされた場合、この効果がそのまま大きくなるかというご質問と受けとめました。これにつきましては平成**24**年度予算の段階で、クリーンセンターの電気料につきましては昨年度の予算比で**10%**アップで考えております。使用量は白煙防止装置が停止する分を見込みまして予算上は**12**万キロワットアワー少なく見ている

ということでございますが、本年度予算には既に10%の分、これは先ほども説明させていただきましただけども、現在の電力の供給規程の中の燃料費調整制度、これは即座にその燃料費がはね返る制度でございますので、来年度予算には10%単価が上乘せされた予算となっているということでございます。ということから、これに17%ではなく、これより7%程度という計算で考えております。

2つ目のご質問の売電単価でございますけれども、こちらにつきましては再生可能エネルギー等々の、今話題がいろいろ出ておりますけれども、現在私どもが計画している中では8円39銭という、半年前に説明させていただいた単価で考えております。

3番目のご質問ですけれども、その当時の説明と変わった部分ということでございますけれども、今回秩父クリーンセンターの改良事業で20%以上のCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を排出削減をいたしまして、それにより交付金措置が受けられるということで、その場合には対象事業費の2分の1を交付いただけるという規定になってございます。しかしながら、昨年の中東大震災の影響もあって、復興支援資金等に回っていることから、これが限度額まで支給されていないというのが現状でございます。ということで、国の補助金対象事業に対して2分の1ということになりますと8億円を超える額になるわけなのですが、今回予算上で考えさせていただいたのは、現状交付されている率、3分の1で計算をしてございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 9番、富田能成議員。

9番（富田能成議員） ありがとうございます。

ということで、かなりそれなりの負担はある施設だと思えます。ですので、ぜひ経費の節減等、あるいは工事費をできるだけ安く抑えろとかということは心を砕いてやっていただければと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、もう一つお願いなのですが、これ経費でいくと、29ページに今期に係る2億1,700万円のところのうちの15番、工事請負費が2億990万円、それとあと関連でいくと委託料のところの下3つのうちの2つ、基幹的設備改良工事見積もりというところと、その下の基幹的設備に係る工事というところが対象項目だと思うのですけれども、この委託料は、前のページでいきますと27ページ、この衛生費に係る委託料が3億5,400万円という大きい金額で、かつ中身がかなり経常的なものと、それから一時的なものがまざって入っていますので、これだけ見ていい悪いというのはなかなか我々としては言えないところだと思えます。ですので、委託費の内訳、できるだけ記載をいただきたいと思えますし、金額の大きいものはわかるように明示をしていただければと思うのですけれども、次回以降ぜひよろしくお願い申し上げます。

議長（若林新一郎議員） 答弁はよろしいですか。

9番（富田能成議員） 答弁をお願いします。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

(上井克彦事務局長登壇)

**上井克彦事務局長** 今富田議員の再質問でございます。説明の欄の金額の掲載関係でございますけれども、こちらでは今特に委託料、それから工事請負費等につきましては記載をしてございませんが、記載をする方向で検討していきたいと思っております。

**議長（若林新一郎議員）** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 予算ですので、これからこれを委託するわけで、入札するわけでございます。金額の記載はできませんので、ご理解いただきたいと存じます。

**議長（若林新一郎議員）** 9番、富田能成議員。

**9番（富田能成議員）** 失礼しました。おっしゃる意味はよくわかるのですが、ただ概算でもいいと思うのです。その委託費の中に性質の違うものが全部ぶち込まれていて、それが3億5,000万円あって、それで予算として正しいですかと言われても、これは厳密に言えば判断できないです。ですから、大体経常的な部分で、何%でもいいと思うのですが、パーセントですとか、口頭説明でもよろしいですので、一言情報をいただければありがたいと思っております。

(「前年度実績で」と言う人あり)

**9番（富田能成議員）** 前年度実績を書いていたくのもいいのですが、ただ今回新しいものが入ってきていますので、その辺お答えいただければありがたいのですが、済みません。

**議長（若林新一郎議員）** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** では、わかりやすいような形で、入札に問題ないような範囲で、何か考えて数字を上げられればということで努力させていただきます。

**議長（若林新一郎議員）** 16番、小菅高信議員。

**16番（小菅高信議員）** 火葬場のことでちょっとお聞きしますが、25ページの委託料で、節13、敷地測量業務委託料、これは交渉中のことでありますので、答えられる範囲で結構ですので、またこの件については林議員のほうから一般質問もあるようですから、この委託料はいつごろこれを施行できる見通しなのか、あるいは概算で幾らぐらいかかるものなのだから、もう一点はその土地は、その委託料というのは下宮地のことなのでしょうけれども、これはどこを指して言っているか。下宮地の土地は、全部が市の所有の、馬場も含めて市の所有の土地なのか、それがよくわかりませんので、ご説明をお願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局次長。

(森 真太郎事務局次長兼業務課長登壇)

**森 真太郎事務局次長兼業務課長** 小菅議員のご質問にお答え申し上げます。

斎場費の委託料の敷地測量業務委託料、それから地盤調査の業務委託の関係でございますけれども

も、これにつきましては先ほど事務局長がご説明申し上げましたけれども、聖地公園グラウンドを想定いたしましてこの予算を計上をさせていただきました。したがって、今後、今動きございますので、新しい場所、下宮地町会の現在地になるかと思うのですけれども、そういった場所に変更が決定いたしますれば、この委託料につきましては組み替えをさせていただいて、それに見合った委託項目、委託事業を積算させていただきます、執行させていただければというふうな考えでございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 16番、小菅高信議員。

**16番（小菅高信議員）** そうかなと思って、私もあえて下宮地を出したのですけれども、ちょっとおかしな話で、林議員の質問も後であるから、それも聞くとしてなのですけれども、先ほど壇上で管理者が申し述べたことを思い出してみると、1月入りまして、16日に執行部体制で、正副管理者及び理事さん全員で下宮地に赴いたと。一昨日ですか、20日には管理者が直接赴いてお願いしてきたと。その結果について、これからどういう答えが出るかわかりませんが、私が常識的に考えると、執行部体制の方々はグラウンドから下宮地へスタンスを変えていくのだろうというふうに、私の頭の中、私の常識はそう考えているのだけれども、出てきた予算書は、この地盤調査並びに測量は聖地公園のところを出してきていると。

それについては、去年の2月、ちょうど今ごろ、2月16日だったと思うのですけれども、議会の中で管理者が責任を持ってやりたいということで、私どももこれについては、私は異論があったけれども、それでは頑張ってくださいということでこれを注視してきたわけです。議会側としても、去年の9月だったか10月ごろに管理者、執行者体制が入らない議会全員協議会の中で、一生懸命骨を折っているのだから議会も応援しようということで金田議員の発案がありまして、正副議長並びに正副委員長のご努力によって、議会の議決までして推進方をしてきたということは、これは水泡に帰したかどうかは現状では私にはわかりませんが、こういう努力。

今執行者がなされていることが、私から見ると非常に不明朗というか、よくわからないところがあるのですが、この予算を承認をしてくださないと出してくる予算は、聖地公園を諮ると。一方では、下宮地にお願いに行っているということは非常にわかりづらいのです。これは、市長が先ほど2月20日に行かれたと言ったのですか。今では未回答だと。これは当然なのですけれども、2日しかたっておりませんから。情報によると、2月の10日ごろにあちらでは何か会議を持たれるというふうな話も仄聞しているところではあったのですけれども、これらのことについて、市長の言い回しがどうであったかよく覚えてはいないのだけれども、配慮をしていただきたいというような発言が壇上であったと思うのですけれども、これを精査して、どういうふうにかぎりの現時点で我々は認識したらいいのか、そこをちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

(「休憩」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ここで休憩いたします。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 1時09分

議長(若林新一郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、小菅高信議員の質疑に対する答弁を求めます。

事務局次長。

(森 真太郎事務局次長兼業務課長登壇)

森 真太郎事務局次長兼業務課長 小菅議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご案内のように、組合の予算につきましては予算編成時期を11月を見積もりの時期とさせていただきまして、12月当初には原案を取りまとめているというような関係でございます。これにつきましては、市町の負担金の関係もございまして、組合の予算につきましてはこのような早いスケジュールで予算組みをさせていただいております。したがって、この地点ではやはり火葬場の建設候補地は聖地公園のグラウンドを想定をいたしまして、先ほどお話しいたしました2つの事務事業の委託料を計上をさせていただいたということでございます。

その後につきましては、先ほど管理者のあいさつにもありましたように、去る12月27日に秩父の特別支援学校のPTA会長からの反対の趣旨の文書回答もございまして、こういったことを非常に重く受けとめまして、理事会のほうで協議をいたしました結果、聖地公園グラウンドにつきましては早期建設は極めて困難な状況になったというようなことから、去る1月16日に正副管理者、理事全員で下宮地町会のほうに再交渉のお願いに参ったと。そして、2月20日には正式な依頼文書を管理者のほうから対策協議会の会長さんにお渡しをさせていただいたというような状況でございます。このように、現在火葬場の建設候補地につきましては状況が急激に変化をしております。そういった関係で、また新年度に入りまして、その状況に見合った形で補正予算を組みまして、その形で事業を執行させていただければというふうな形で考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(若林新一郎議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 小菅議員から、グラウンドのところの敷地測量並びに地盤調査というところの費用、委託料ということをご指摘いただいたのですが、確かにこの時点ではそういうような形で、聖地公

園という形でこの予算書つくらせてもらったのですが、ただその後の1月の動きがありまして、ですから本当はこれを時間的なものが許されれば、今の下宮地として計上するべきだったというふうに私は思っております。現在地に建設するという点においては、やはりこの2つの委託料は当然かかってきますし、この聖地公園という名前で今回はこういう形で上げておりますが、でもこのものをそのまま現在地で建てかえるということが、ご了解を対策協議会でいただけるならば、この予算をそのまま下宮地に充てていくという決意でございます。下宮地ということで、先日も20日に地元の方々に文書をお渡しし、いろいろな努力をこれから行って、できる限りのことは行ってまいりますので、ぜひご理解と、またご協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 16番、小菅高信議員。

**16番（小菅高信議員）** 国の予算でも、地方自治体でもそうなのですけれども、いろいろ刻々変わるのが今の世界情勢でありますから、1週間前の出来事も、きょう思えば、あれは間違っていたなということもあります。やっぱりこれ予算書ですから、これ基礎計算をしたのはたしか11月ごろ、国の予算の場合はもう8月には基礎計算どんどんやって、3月に向かってやってくる。地方自治体では12月ごろからやってくるわけですがけれども、やっぱりそういうことがある程度わかった時点の、きょう現在では執行者、管理者の久喜さんも、副管理者の加藤さんも、あるいは理事さんも、やっぱりあそこは無理かなと、難しいかなと思っていることも事実だと思うのです。

だから、そういう意味においては、技術的なことだけを申し上げますと、やっぱり執行をしないところの予算を組んで、これを通してくださいというのは、私はちょっと受け入れがたいです。ですから、これを科目変更するなり、テクニク的に、例えば予備費的なものに回して使うとかそういうことが、これは議会中であるけれども、できるかできないか。これから、100%とは言わぬけれども、九分九厘向こうではこの予算執行しないだろうというものを出してきて、これを認めてくれと言われても、私にはちょっと認めがたい予算なのです。できれば、技術的なことですから、これは、どこへでも使える額としてのせておくということで科目を、例えば予備費的なものに回してもらおうとか、そういうことが技術的にできるかできないかお伺いいたします。

（「議長、休憩」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時21分

**議長（若林新一郎議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。



16番、小菅高信議員の質疑に対する答弁を求めます。  
事務局次長。

(森 真太郎事務局次長兼業務課長登壇)

森 真太郎事務局次長兼業務課長 それでは、小菅議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど私のほうでは聖地公園グラウンドを想定して予算を計上したという話をさせていただきましたけれども、この予算につきましてはどこでも、どの場所に決まった場合でも使える形で計上させていただいたと、執行させていただくという形でぜひ議員各位のご理解を賜ればということで、先ほどの答弁を訂正させていただくことでご理解賜ればと存じます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 今答弁の訂正がありまして、計上した予算は次に候補地が決まれば、これに向けて執行したいという答弁でございますので、私はこれを是認するものでございますので、これはどなたが市長になろうとも、管理者になろうとも、理事者も、我々議員一人一人が一丸となってこれは早期に進めるということが最大の目的でありますので、私も細かいことを別につつくということではありませんけれども、今後とも管理者を中心に、執行部も一職員に至るまで奮闘していただいて、一日も早い着工ができるように頑張っていただきたいと思っております。

これはお願いだから、別に答弁要りませんけれども、私の気持ちだけ述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（若林新一郎議員） 6番、福井貴代議員。

(6番 福井貴代議員登壇)

6番（福井貴代議員） 最後になろうかなと思うのですが、もし出なかったらお聞きしようと思っていた内容で、先ほど金田議員のほうから17ページの高規格救急車整備事業のことについて質問がございました。影森分署分と小鹿野・両神分署分のこの金額を見ますと、若干200万円ぐらいの差がございます。この200万円の違いが機材のどういう部分で違うのかというのが1点。それから、会社のトヨタと日産の2社ということですが、もしそうであるならば、逆に2台も一緒にどちらかに出していくほうが、競争原理が働いて安くなるということは考えられないのかどうかというのは素人の考えなのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

あともう一つの質問なのですが、15ページの有料指定ごみ袋の問題でありますけれども、指定ごみ袋が安くなって、私が一番心配しているのは、ごみがふえていないかどうかということです。一部には横ばいという話も聞いているのですが、補正予算のほうでは持ち込み分がかなりふえているという状況がありました。そうした中で、現状はどうやっているのかということと、持ち込みごみがふえている背景がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

議長（若林新一郎議員） 事務局次長。

(森 真太郎事務局次長兼業務課長登壇)

**森 真太郎事務局次長兼業務課長** 福井貴代議員のご質問にお答え申し上げます。

有料指定ごみ袋の関係で本年度値下げをいたしました。その関係で、収集量がどう変化しているかというような質問であったかと存じます。これにつきましては、私どものほうで調査いたしまして、平成22年度と23年度の、これ4月から翌年1月の10カ月間を比較をさせていただきました。その中で、収集の可燃ごみにつきましては1.1%の増加でございました。不燃ごみにつきましては、6%の増加です。したがって、可燃ごみ、不燃ごみとも増加をしておると。若干ではございますけれども増加をしておるということでございます。

これに対しまして資源ごみ、これは紙、布類、缶、瓶類、ペットボトルでございますけれども、これにつきましては逆に2.9%の減少というような形になっております。したがって、今回実施いたしました家庭系の有料指定ごみ袋の価格引き下げの影響としましては、若干ではありますけれども、住民の分別意識の低下の傾向が見られたというような形かと思っております。

なお、クリーンセンター、環境センターへの施設の持ち込みの関係でございますけれども、これにつきましても同時期を比較をいたしてみますと、これについては9.3%の増加ということでございます。通常ですと、指定ごみ袋が値下げをすれば収集量はふえるというのは想定しておったのでございますけれども、家庭系のごみの持ち込みもふえているということで、ちょっとその原因が若干つかめていないと。現時点では、そういった要因がつかめていないのが現状でございます。ただ、いずれにしましても住民へのそういった分別意識の徹底とか、これにつきましては私どものホームページでございましてか市町の広報紙、またはごみカレンダー等々を通じまして、分別意識の徹底をさらに上げていけるように努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 警防課長。

(高橋正明専門員兼警防課長登壇)

**高橋正明専門員兼警防課長** 先ほどの質問にお答えします。

金額の違いということですが、影森の救急車には患者装置だけついており、半自動除細動器を備えるということです。小鹿野にありますものは、現在使用しているものをそのまま載せかえるということで、こういう金額の差が出てきました。

それと、入札の関係なのですが、これは2台一緒に、仕様で変えればいいのですが、その辺の仕様が別々になる可能性が高いので、今後考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 6番、福井貴代議員。

(6番 福井貴代議員登壇)

6番（福井貴代議員） ありがとうございます。救急車両のことは専門の皆さんにお任せする以外にないと思いますし、市民からは病気で搬送されるときに揺れがひどいという話があって、これが導入することで解消できるのであれば、これは一歩前進かなとうれしく思いますが、あとまたよく検討いただきたいと思います。

あと、ごみ袋の件ですけれども、分別の意識が低下しているというのはやはり明らかなのかなということと、この持ち込みごみが9.3%も増加しているこの背景は、やはりもっとしっかりと見きわめていく必要があると思います。

私が心配しているのは、もう一つ、次のいわゆる基幹的改良事業ですよ。いわゆる発電設備をつくったときに、燃やせば電気を起こせるならどんどん燃やせという発想になってしまったときに、さらにごみがふえてしまう。それは、私は本当心配をしていた一つのことでもあるのです。今からやはりしっかりと啓発活動していくことが大事ですし、分別することがこれだけ広域の財源を守っているのだ、皆さんの分別した結果がこれだけ助かっているのだよということをもう少し数字的にPRできるような方法も必要だと思うのです。実際随分節減できているわけですから、やっぱり市民ができる努力をしっかりとしていきますよ、またクリーンセンターを長寿命化させていくのも市民の努力ですというスタンスの啓発事業を継続的にしっかりとキャンペーン組んでやっていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 答弁よろしいですか。

6番（福井貴代議員） はい。答弁をいただけるならお願いします。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（上井克彦事務局長登壇）

上井克彦事務局長 福井貴代議員のご要望でございますけれども、確かに発電をすることによって、発電をするからごみを、先ほどサーマルリサイクルという言葉申し上げましたけれども、サーマルリサイクルだから分別しなくていいということにはならないように、先ほど次長からも出しましたけれども、ホームページ、それから市町の広報、特に市町の衛生担当とも毎年会議を行っておりますが、そういう場でもよく詰めまして、啓発活動を進めていきたいと思っております。

議長（若林新一郎議員） 1番、高野宏議員。

1番（高野 宏議員） それでは、簡単にちょっと質問させていただきます。

迷惑施設と通常呼ばれているような3施設、それに対して交付金という名目で5町会と1地区ですか、交付金があるわけですが、それに対しては各町会のもろもろの事情があるのですが、それに対しては別にいいのですけれども、それは地元対策費と呼ばれるものだと思うのですが、実際にその近くにいて一番被害をこうむっている方とか、そういうのに対する対策費とかというのは今はお考えになられていないのでしょうか。それで、そういうある程度のケアがあってこそ、

皆さんうんと言ってくれる場合もあると思うので、今反対運動が起きるといのは結局そういう、町会のケアはしているのだろうけれども、個々の対策といのはないのではないかと思うのですけれども、固定資産税の減免とか、そういうようなこともこれから考えていけばと思うのですけれども、その点についてちょっと。簡単で結構です。

**議長（若林新一郎議員）** 事務局長。

（上井克彦事務局長登壇）

**上井克彦事務局長** 今の1番、高野議員のご質問でございます迷惑3施設の地元対策費交付金でございますけれども、交付金のほうは予算のほうに出ておりますが、実は個人向けのというものは具体的には出てございません。ここも実はその交付金の考え方でございますけれども、都市計画の関係もございまして、500メートル範囲内に住民の方がどのぐらいいる、そして現在のこの建っているところは栃谷本町会でございますけれども、栃谷本町会が何年で年間40万円、そして栃谷町会のほうが何年でございますから20万円というような、そういう計算でございます。計算の基礎はですね。町会単位あるいはそういう対策協議会単位という形でお支払いをしてございます。対応しております。

そして、あと個人という部分であれば、特に先ほど斎場の黒煙対策というものが出て、説明をさせていただきましたけれども、これにつきましては本当に近所の方の網戸が汚れるとか、そういうことが具体的に出ておりますので、そういったことについては技術者をお願いをしたりして対策を講じております。特に先ほど申し上げました黒煙対策につきましては、地元のそういう本当に近隣の方からもいい評価をいただいておりますので、こちらとしてもその成果が出ているなというふうに感じているところでございます。議員のご質問のように、具体的な個人にお幾らだとか減免措置とかというのは今のところやっております。

以上です。

**議長（若林新一郎議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（若林新一郎議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○一般質問

議長（若林新一郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

11番、林豊議員。

（11番 林 豊議員登壇）

11番（林 豊議員） 11番、林豊です。通告に基づきまして、少し多くなりますけれども、質問をいたしたいと思えます。

火葬場建設について、本日の管理者のあいさつの中でも、また過日の全員協議会の場でも何点か話はあったのですが、通告にあるような形で一つ一つ確認をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、昨年建設スケジュールということで、24年度中、2年間で場所を決め、後2年間で建設稼働というような宣言が管理者からありまして、それから1年経過したのが現時点かと思うのですが、その予定、スケジュールについては変更がないのか。変更があるのであればどのような形で変更、変わっているのかということをもっと最初にお聞きしておきたいと思えます。

2つ目に、昨年、そのときに幾つかの場所、自薦他薦幾つか出た中で、いろいろな形の評価をした結果において、聖地公園のグラウンドという形で候補が一応挙げられたわけですが、この1年間いろいろな形で一応交渉した経過があるわけですが、何となくその聖地公園のグラウンドについてははっきりとした形でまだ聞いていないような気がしますので、断念したのかと、まずお聞きしたいと思えます。そして、断念の理由、一応何となくこれも話されておりますけれども、断念の理由をつけて、断念したのであれば断念をしたと。していないと、まだ一応候補地の一つには残っていますよというのであれば、そういうこともお聞きしておきたいです。その経過、どういう形で断念をしたのか、またしていないのか。

3つ目として、復活の可能性というような形で言いましたが、これ全部ひっくるめていただいてもいいと思います。断念であれば、復活の可能性はないということです。断念した経過。断念していないということであれば、どういう形になったときにはまた考えなければいけないと、聖地公園のグラウンドを考えなければいけないケースというのがあれば、その点についてお伺いしたいのですが、私自身が考えるのは、現状といいますか、下宮地のほうに話をかけたということですが、下宮地のほうが前回同様に結果的にはだめであったとなった場合に、また初めから、場所をゼロからいくのか、それともこの聖地公園グラウンドがその時点で復活するのか、これらはっきりさせておきたいなと思います。

3つ目としまして、現在の候補地、下宮地が今度また浮上してきたわけですが、これを選んだ理由、これも前の全協でも話が出ていますが、それ以外の理由はないのか。見通しです。ともかく反対で一たん断念した場所ですから、それについてどういう見通しがあるのか。一番最初のスケジュールで言えば、あと1年間で候補地を決めなければいけないという段になって、ここに新たに、新たにと言っているのかどうか分かりませんが、交渉の過程を見ますと、話があってから約1カ月間経過したにもかかわらず、現実にはまだ実際の交渉には及んでいないわけですから、そういうことで果たしていけるのか。

また、2番目としまして条件です。この条件が前回の条件とどういうことになるのか。前回の条件をベースにいくのか、ゼロでいくのか。

また、3つ目としまして、条件が整って、それが前回の場合と大きく違った場合、各市町の負担、それらについてはどうなるのか。これも前回のことをベースに考えていいのか、それとも今回は全く新たに考え直すのか。

それから、今の、今回下宮地のほうにかじを切ったわけですがけれども、これについて各管理者、副管理者、その他理事の方々全員がこれは合意の上で、全員でもってこれをやっという決意があるのか。そこいらも各自にお聞きしておきたいと思います。

私自身今回、ずっとこの件についてもかかわってきたのですが、やはり1カ所のみ交渉というのはどうも余りよろしくないのではないかなという考えが何となく見えてきております。現状といいますか、昨年来1年間やってきたとはいえ、現実には聖地公園のグラウンドとの交渉というのは非常に回数的に少なかったように思いますし、また条件として、こちらサイドのよい条件、よい条件というのはどういうわけかよくわかりませんでした。その辺については今のところまだ話してほしくないというような要望があったようにも聞いているのですが、要は現実の学校にしても、必ずしも環境的によいとは言えないはずなのです。それらの環境整備の点が一番の、ある意味では今回の用地選定にかかわる部分で言えばこちらサイドのよい点だったのですが、そういったことが全く交渉の場にのせられずに、結果的にいいますと、単純に言えば火葬場が隣に来るというだけの理由で、非常に情緒的な理由で反対をあおられた結果、断念せざるを得なくなったというふうに感じて

いる部分でもあります。もう少し実質的な面での条件交渉ができなかったのか、またやってほしかったなと思いますし、今からでもそういったものを表明しつつ、ただ単にもう下宮地しかないのだということではなく、場合によっては聖地公園のほうだって考える余地はあるのだというような形での交渉というのがよいのではないかなと個人的には思いますので、そういったことも配慮していただければいいなと思います。

以上、先ほど来の質問につきましてお答えをいただきたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 11番、林豊議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** では、林議員からの火葬場についての一般質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、建設スケジュール、24年度中に場所を決め、2年で建設、稼働というお話でございました。これに対しましては、私は何度も申し上げておりますように、また皆様方もどなたもそう思われているでしょうが、火葬場建設地の決定については、今広域議会で求められているまさに喫緊の課題、最大の課題であるというふうに思い、できるだけ早く進めていきたいと考えております。管理者として、この1年候補地を決定するよう身命をかけて取り組んでまいったということは申し上げさせていただきます。建設地が決まればすぐに基本設計、実施設計業務に入りまして、その後建築確認等の手続を経て建設工事に入る予定でございます。これらの建設工事に入る前の事務事業は、約1年半から2年にかかるものと思われまます。建設工事は、これ約2年かかりますので、供用開始までには地元のご承諾が得られてから約4年の期間はかかるものと思っております。

なお、2年で建設、稼働と申し上げましたのは、建設工事が始まれば2年で供用開始ができるという意味で申し上げたわけでございますので、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、(2)、昨年春決めた聖地公園グラウンドは断念したのかどうか、これについてご答弁を申し上げます。聖地公園グラウンドにつきましては、下宮地町会との交渉が不調に終わったことから、平成23年2月建設第1候補地として選定いたし、地元町会、特に中宮地、上宮地等々、それとあと県立特別支援学校等への説明会を重ねてまいりました。私も夜伺い、いろいろなところで何度もお話をさせていただき、そしてもちろん広域の理事会でも、理事の方々といろいろな協議を重ねてきたところでございます。

そういう中で具体的に申し上げますと、昨年7月、地元の中宮地町会、9月には手をつなぐ育成会、そして12月には特別支援学校PTAで説明を行いまして、そして12月には特別支援学校PTA会長から建設に対する反対趣旨の文書回答をいただいたところでございます。特に特別支援学校につきましては、秩父市の墓地埋葬等施行条例の関係でご承諾いただかなければならないことから、このことが大変難しく、また都市計画の変更などの法的規制も厳しいことなどから、聖地公園グラウンドへの早期建設は極めて困難と判断させていただきました。文書回答いただきました3団体に

は、文書をもって1月26日に回答させていただいたところでございます。この文書の中で、新火葬場の建設は別の場所に探すことといたしましたと回答書に書かせていただきました。聖地公園への復活の可能性はとのご質問でございますが、現時点ではその可能性は極めて低いということとしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、3番目、現在の候補地は下宮地の稼働中の場所に戻るのかというふうなご質問でございました。新火葬場建設については、あいさつでも申し上げましたが、現在下宮地町会の秩父斎場建設対策協議会に再交渉の申し入れをいたしたところでございます。その返事を現在待っているところでございます。再交渉が始まれば、慎重かつ丁寧な交渉を進めていき、できる限り早い時期に承諾いただけるよう努力してまいりたいと存じます。

なぜ現在の場所を選択したのかというのでございますが、これは何度もお話ししておりますが、早期建設を望む声が地域住民を初め、もちろん地元の方々からも寄せていただいております。そのような組合議会からも、議員の皆様からも強い要請をいただいておりますので、できるだけ早くその下宮地に戻り、建設をしていくというところでございます。

下宮地の場合、前回の交渉のときの条件が出されましたが、現時点では再交渉に応じていただけるかどうかははっきりしませんので、再交渉に応じていただいた場合の条件についてどうなのかとのご質問でございますが、これは現在わからないというところがお答えでございます。再交渉に応じていただければ、地元町会と誠心誠意を持って交渉に当たりたいという気持ちでございます。条件も、無制限な要求に対しましては、これもお話を申し上げておりますが、できない旨を回答せざるを得ないと存じます。そういった意味では、条件がどう出てくるかわかりませんが、各市町の財政負担が重くなるということは極力避けてまいりたいと考えております。

また、現在の方針は理事全員の合意ができているかとのご質問でございますが、理事会でもよく協議をさせていただき、方針を定めておりますので、全員一致の考え方であるということでございます。

なお、1カ所だけで交渉はどうかというふうなことがございました。二兎を追う者は一兎をも得ずということわざもございりますが、この下宮地の町会に向かいまして、全力をもちまして再交渉で合意いただけるよう最大限の努力をしてまいります。そのようにご理解いただきたいと思っております。何としてでも下宮地ということで、時間のつく限り頑張っていきますので、議員におかれましてもぜひご理解、ご協力のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 11番、林豊議員。

**11番（林 豊議員）** 大変力強いといひましょうか、大変こちらの質問に対して的確に答えをいただいたかなとは思いますが、であれば、なぜ前回断念してしまったのかなというのが非常に重くのしかかってくるなという気にはなります。



また、今回の交渉で確実に下宮地にできるのかということも、現時点では本当に正直なところはっきりしていないわけですから、その辺振り返ってみますと非常に不安な部分が多いのですが、もう少し、1つだけお聞きしておきたいのは、建設候補地をいつまで……。わかりました。わかりましたというのは、4年間という数字の、事務手続に1年から1年半、それで建設に入って稼働まで2年間、これで約4年弱というのはわかりましたけれども、ではその建設地決定までに感じる現在の思いとして、どれぐらいの時間をかけるというか、どのぐらいの時間が限度として考えなければいけないかなというふうに思っているかをお聞きしておきたいと思います。

**議長（若林新一郎議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 答えは1年でございます。ことし1年で候補地を決定するということであり、市の職員にもそのように訓示を1月4日にさせていただき、もちろん担当のこの広域組合の職員にもそのように通達をしております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 11番、林豊議員。

**11番（林 豊議員）** そのご答弁聞けばいいかなと思います。とにかくまたどこかに行かなければいけないということになるやもしれませんが、それはそれでそのときにまた考えればいいことですから、とにかくこの1年間は下宮地に必ず建てるのだということで一丸となって、こちらサイドでもですけども、一丸となって頑張りたい、また頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 以上で11番、林豊議員の一般質問を終わります。

次に、5番、新井康一議員。

（5番 新井康一議員登壇）

**5番（新井康一議員）** 5番、日本共産党の新井康一です。

民主党野田政権は、消費税10%を目指す増税法案を3月にも国会に提出しようとしています。野田政権が進めようとしている税と社会保障の一体改革は、消費税増税などで庶民には増税を押しつけ、一方で大企業や大資産家には減税をするという、まさに庶民いじめの政策です。この一体改革によって社会保障の水準が引き上がるわけではなく、消費税率10%の増税による13兆5,000億円の負担増のうち社会保障に使うのは税率5%のうちのわずか1%にすぎません。他方で、一体改革では子育て、医療、介護など、社会保障費削減のオンパレードです。年金や医療の当面の削減だけでも2兆7,000億円、年金支給年齢の引き上げが強行されれば、さらに6兆円から10兆円の削減です。1997年に消費税が3%から5%に増税されたときには、国民の負担が9兆円もふえて、景気は一気に冷え込みました。今回の一体改革は、その比ではありません。景気は冷え込み、復興の阻害にもなります。税と社会保障の一体改革は即刻中止すべきであろうというふうに以上申し上げまして、

質問に入ります。

私は、今回消防救急無線のデジタル化について質問をいたします。東日本大震災以後、防災、減災のための取り組みが各地で進められております。そうした中で、国は昨年12月に平成23年度補正予算（第3回）の中で、全国的に緊急に実施する防災、減災事業に係る措置等として、全国防災対策費のうち投資的経費に係る地方負担額を充当するとして、地方単独事業のうち投資的事業に係る起債事業を対象にして、その100%まで地方債を充当できるとして、さらに後年度における元利償還の70%を公債費方式により基準財政需要額に算入するというふうにしています。これは、東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が単独事業として行う住民の避難、行政、社会機能の維持及び災害に強いまちづくりを目的として緊急に実施する防災減災事業を対象に、防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）によるもので、この中には消防救急無線のデジタル化も対象になっています。

そこで質問ですが、まず（1）として、国の23年度補正予算の活用についてお伺いします。この事業は、地方単独の事業が対象で、秩父広域市町村圏組合のような一部事務組合も対象になるのかどうかということが問題ですが、今のところ私が調べた範囲では、この制度、予算については、一部事務組合でも活用が可能であろうというふうに思われます。この制度、予算についてどのような検討がされているのかお伺いをいたします。

続いて、（2）です。デジタル化の事業の進め方についてですけれども、消防救急無線については平成28年度までにデジタル化をしなければならないということになっています。24年度予算にもデジタル化の設計実施委託料が計上されておりますが、どのようなテンポでデジタル化を進めるのか、現在どこまで進んでいるのか、進捗状況等も含めてお伺いをいたします。

壇上からは以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、新井康一議員の質問に対する答弁を求めます。

消防本部長。

（小林和明消防本部長登壇）

**小林和明消防本部長** 5番、新井議員の質問にお答えさせていただきます。

国の23年度補正予算の活用につきましては、確かにご指摘の平成23年度消防防災施設等の整備に係る主な財源措置の中に記載をされております。この質問の内容は、地方債として緊急防災、減災事業費100%、交付税算入率70%を活用したらどうかということですが、活用ができれば、非常によい条件となっております。埼玉県消防防災課に問い合わせ確認をさせていただきました。回答としては、この財政措置はあくまでも東日本大震災からの復興に対する特例措置で、今後このような事業が継続されていくのか、平成24年度以降、国の方針はわからないということで、現段階では活用はちょっと難しいのではないかと回答をいただきました。今後のデジタル化に向けての財政確保につきましては、補助金等を活用できるものはすべて活用して、少しでも有利な方

向の財源確保に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

そして、2つ目のデジタル化の事業の進め方についてですが、ご承知のとおり平成15年10月に総務省総合通信局から電波法関係審査基準の一部改正がございました。現在運用している消防無線、アナログ周波数の使用期限が平成28年5月末と定められたことから、平成28年5月末をもって現在使用している消防無線、アナログ周波数の運用はできなくなります。その後は、消防無線デジタル化周波数に移行となりますので、今年度その対応として電波伝搬調査、基本設計を業務委託し、実施をしております。電波伝搬調査にあつては、1月23日から31日までエリア調査を実施しましたが、その結果を踏まえて調査結果と基本設計について、近々その調査報告書が提出される予定となっております。平成24年度は、実施設計を予算計上させていただきましたが、この実施設計は基地局、車載あるいは携帯無線機等々構築するまでの設計を業務委託するもので、指名競争入札を予定をしております。

なお、今後の予定ですけれども、平成25年、26年度、これは整備工事、基地局とか、移動局の工事の関係です。25年、26年度は整備工事、そして平成27年度にはアナログ無線とデジタル無線の併用運用を開始して、デジタル化に向けての試験運用を行っていきます。そして、平成28年6月1日にデジタル無線の正式運用に切り替える予定でございます。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、新井康一議員。

**5番（新井康一議員）** 何点か再質問をさせていただきます。

まず、(1)のほうですけれども、政府の2012年度地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分に区分されていると。このうち東日本大震災分は被災地域に対する復旧復興事業というので、1兆7,788億円、それと被災地に限らない全国で活用できる緊急防災減災事業6,329億円の2つに分かれているということで、先ほど言った、これは今言ったのは2012年度分なのですけれども、23年度の主な財政措置、消防防災設備等の整備に係る主な財政措置、平成23年度という、これは消防庁消防救急課から出ている23年12月の文書ですけれども、これの分も地方債分で見られている分については全国で利用できる。ですから、先ほどの答弁では東日本大震災復旧というふうに言われたのですけれども、そうではなくて、全国で防災、減災のために利用できる予算のはずなのですけれども、その辺についてのお考えをもう一回お聞かせいただきたいと思ひます。

**議長（若林新一郎議員）** 消防本部次長。

(小林和明消防本部次長登壇)

**小林和明消防本部次長** 5番、新井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

国庫補助や地方債の活用に関しては、確かに統一したものがございます。この関係につきましては、財政担当者あるいは我々指令課員と埼玉県の防災課、あるいは市町村課のほうに伺って、また

指導を受けながら、補助金や地方債での少しでも有利な方向の財源確保にさらに注視しながら対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、新井康一議員。

**5番（新井康一議員）** 5番、新井康一です。

答弁ありがとうございます。いずれにいたしましても、まだ具体的に国の制度その他がよく伝わっていない部分が多いのだと思うのですけれども、そういう中で事業費の100%起債ができて、交付税算入がそのうち70%あるという事業は、ほかではちょっと考えられない有利な事業だと思うのです。だから、そういうのはいずれにしてもうまく利用させていただいて、よく研究をしていただいて、デジタル化というのはすごい予算のかかる事業だと思います。今後広域消防救急だけでなく、多分各市町の消防団との連携も必要になってくるのだと思うのですけれども、消防団で受令機を持っているのも、受令機も全部デジタルの受令機に変えなければ本部からの指令が伝わらないという状況になると思いますので、そういうことも含めてよく検討させていただいて、できるだけ有利な方向でデジタル化を早期に進めていただきたいということで、これ以上話をしても多分押し問答になると思いますので、その辺の部分をよくお願いをいたしまして私の質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（若林新一郎議員）** 答弁はよろしいのですか。

**5番（新井康一議員）** 結構です。これ以上は、多分出てこないと思いますので。

**議長（若林新一郎議員）** 5番、新井康一議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○閉会の宣告

**議長（若林新一郎議員）** 以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時10分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年2月22日

議 長 若 林 新 一 郎

署名議員 富 田 能 成

署名議員 林 豊

署名議員 大 澤 径 子